

香川県条例第46号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(有料公園及び有料公園施設) 第7条 略</p> <p>(使用料) 第11条 略</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都 市 公 園</th> <th>有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">栗 林 公 園</td> <td>集 会 所 <u>商工奨励館</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有料公園施設を利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市</th> <th style="width: 40%;">有料公園施設の種</th> <th style="width: 10%;">単</th> <th style="width: 10%;">位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都 市 公 園	有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称	栗 林 公 園	集 会 所 <u>商工奨励館</u>	略	略	都市	有料公園施設の種	単	位	金 額						<p>(有料公園及び有料公園施設) 第7条 有料公園（有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。）及び有料公園施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(使用料) 第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設を利用する者は、別表第2に掲げる額の使用料を納入しなければならない。ただし、知事において特別の事由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p>別表第1（第7条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">都 市 公 園</th> <th>有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">栗 林 公 園</td> <td>集 会 所 <u>商工奨励館北館</u> <u>商工奨励館和室</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第11条関係）</p> <p>1～4 略</p> <p>5 有料公園又は有料公園施設を利用する場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 有料公園施設を利用する場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">都市</th> <th style="width: 40%;">有料公園施設の種</th> <th style="width: 10%;">単</th> <th style="width: 10%;">位</th> <th style="width: 10%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都 市 公 園	有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称	栗 林 公 園	集 会 所 <u>商工奨励館北館</u> <u>商工奨励館和室</u>	略	略	都市	有料公園施設の種	単	位	金 額					
都 市 公 園	有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称																																
栗 林 公 園	集 会 所 <u>商工奨励館</u>																																
略	略																																
都市	有料公園施設の種	単	位	金 額																													
都 市 公 園	有 料 公 園 施 設 の 種 類 及 び 名 称																																
栗 林 公 園	集 会 所 <u>商工奨励館北館</u> <u>商工奨励館和室</u>																																
略	略																																
都市	有料公園施設の種	単	位	金 額																													

公園	類及び名称			
栗林公園	集会所 商工奨励館	本館階上 専用使用 の場合	午前（午前8時30分から午後0時30分までをいう。以下この項において同じ。）	5,740円
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。）	5,740円
			1日（午前8時30分から午後5時までをいう。以下この項において同じ。）	11,480円
		北館 専用使用 の場合	午前	15,430円
			午後	15,430円
			1日	30,860円
		和室	午前	1,420円
			午後	1,420円
			1日	2,840円
		北控室	午前	800円
			午後	800円
			1日	1,600円
南控室	午前	660円		
	午後	660円		
	1日	1,320円		
略	商工奨励館に係る午前8時30分前又は午後5時後の時間において使用する場合			

公園	類及び名称			
栗林公園	集会所 商工奨励館北館	商工奨励館和室	午前	15,430円
			午後	15,430円
			1日	30,860円
			午前	1,420円
			午後	1,420円
			1日	2,840円
略	駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。			

その他規則で定める場合の使用料、附属設備又は器具の使用料及び冷暖房使用料並びに駐車場を回数券により利用する場合の使用料は、別に規則で定める。

略			
香川県総合運動公園	運動施設	香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）使用料
			アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童
			午後 4,070円
			略
			略
			略
略			

略			
香川県総合運動公園	運動施設	香川県営野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）使用料
			アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童
			午後（午後1時から午後5時までをいう。以下同じ。） 略
			略
			略
			略
			略
略			

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。